

青森県報

第千九百十二号

平成十三年八月二十四日(金曜日)

目次

規則

告示

○青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………(生活衛生・交通安全課) ……一

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) ……一

○特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……二

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……三

規則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年八月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第七十五号

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~講習所~~」を削り、「~~所~~」を「~~所~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百八十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十三年八月二十四日

青森県知事 木村守男

三の表大畑町第一区域の項中

「5 小型いかつり漁業」を「5 小型いかつり漁業」に、

同表大畑町第二区域の項中

「4 小型いかつり漁業」を「4 小型いかつり漁業」に改める。

5 底建網漁業

青森県告示第四百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年八月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字湊町字大沢二八の一六 尾崎 守 忠	はちのへ第一区域	総トン数十トン以上百トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業
八戸市大字湊町字大沢二八 尾崎 榮太郎		
上北郡百石町一川目三丁目七三の七六 沖田 勝 雄	百石町区域	小型定置漁業
上北郡百石町二川目三丁目六〇の三 田中 正 衛		
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二 石田 勝 信	猿ヶ森区域	底建網漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇 川口 潔		

青森県告示第四百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年七月七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成十三年八月十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年八月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 認可を受けた者の住所及び名称
むつ市金谷一丁目一番一号
むつ市

- 2 代表者の住所及び氏名
むつ市大字奥内字近川八番地
むつ市長 杉山 庸

- 二 埋立区域
- 1 位置
むつ市大字奥内字浜平三七九番及び五一番一八地先公有水面
- 2 区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 むつ市大字奥内字江豚沢地内に設置された江豚沢三等三角点（北緯四一度一分三三・四〇九〇秒、東経一四一度一六分一七・八七一一秒）から三三四度一九分〇三秒八三九・三二七メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から二五三度一四分四六秒五五・六二三メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から三四三度一五分一八秒一〇五・七四七メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から二五三度一四分三六秒五・八三〇メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から三四三度一五分一五秒一九・八八〇メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から七三度一四分四五秒四五・九六一メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から一六〇度三一分一五秒三八・五〇五メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から一五三度三一分三九秒五四・七四二メートルの地点
- 3 面積
五、九八二・六四平方メートル

青森県告示第四百八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正し、平成十三年九月一日から施行する。

平成十三年八月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

第三号の表中

「一六ヶ所村海水漁業協同組合 一上北郡六ヶ所村大字尾駁 一」を削る。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月二十四日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRまわるくんSP	株式会社グイドー
回胴式遊技機	バクチョウ	株式会社メーシー販売
同	イクリプス	株式会社北電子
同	キタチャンカントリーG	同 右
同	コロンブス	株式会社大都技研

同	同
右	ドキドキパイレーツII
同	右